

## 船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金交付要綱

船橋市小・中学校特別支援学級宿泊学習推進事業補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この要綱は、船橋市特別支援教育研究連盟（以下「連盟」という。）に加盟する船橋市立小・中学校が特別支援学級に在籍する児童生徒のために合同で実施する宿泊学習（以下「合同宿泊学習」という。）に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）及びこの要綱に基づき船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、特別な支援を要する児童生徒の社会的自立の育成を図ることを目的とする。

### （補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、連盟とする。

### （補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、合同宿泊学習に参加するために要した経費の2分の1に相当する額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、児童生徒一人につき一年度において、3,000円を限度とする。

### （補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宿泊費
- (2) 食料費
- (3) 交通費
- (4) その他合同宿泊学習の実施に要する費用として市長が認める経費

### （交付申請）

第5条 連盟は、補助金の交付を受けようとするときは、船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度収支決算書

2 連盟は、前項の規定により申請するときは、補助金に係る消費税及び地方消費税に係

る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付可否の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により連盟に通知する。

2 市長は、前条第2項ただし書の規定による申請がなされたものについては、補助金の額の確定において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、補助金の交付の決定を行うものとする。

（変更等の承認）

第7条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定を受けた連盟は、合同宿泊学習の変更又は中止の必要が生じたときは、船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金変更等申請書（第3号様式）により市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 連盟は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日までに、船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金実績報告書（第4号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し

2 連盟は、前項の規定による報告を行うに当たって、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金確定通知書（第5号様式）により連盟に通知する。

(交付時期)

第10条 補助金は、前条の規定による通知後、確定した額を交付する。ただし、次条の概算払により補助金の交付を受けるときは、この限りでない。

(概算払)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定後に概算払により補助金を交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は、第6条の規定により通知した補助金の交付決定額を上限とする。

2 連盟は、前項の概算払による補助金の交付を受けようとするときは、船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金概算払交付請求書（第6号様式）により市長に請求しなければならない。

(概算払の精算)

第12条 前条の概算払による補助金の交付を受けた連盟は、第9条の規定による通知を受けたときは、速やかに船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金概算払精算書（第7号様式）により精算の手続を行わなければならない。この場合において、補助金に余剰金が生じた場合はこれを市に返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(関係書類の整備及び保管)

第14条 連盟は、合同宿泊学習に係る経費の収支を明らかにした関係書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 連盟は、合同宿泊学習の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（第8号様式）により速やかに、遅くとも合同宿泊学習の完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければ

ならない。ただし、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

- 2 連盟は、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

第 1 号様式

船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地

団 体 名

代表者名

補助金の交付を受けたいので、船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添 付 書 類 事業計画書・収支予算書・前年度収支決算書
- 3 消費税及び地方消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

|                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消費税額及び地方消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定                           |
| <input type="checkbox"/> 消費税額及び地方消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定                             |
| ※ 確定申告により仕入税額控除した消費税及び地方消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税等仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が 0 円の場合も含む。）。 |

(2) (1)で「消費税額及び地方消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

|                                                               |
|---------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 免税事業者である                             |
| <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である                           |
| <input type="checkbox"/> 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 %を超える |
| <input type="checkbox"/> その他（ ）                               |

第2号様式

船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、下記のとおり決定したので、船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付します。

(1) 交付決定額 円

(2) 交付条件

- ① 合同宿泊学習の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
- ② 合同宿泊学習を変更し、又は中止するときは、市長の承認を得ること。
- ③ 申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額する。

2 交付しません。

(理由)

第3号様式

船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金変更等申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

団体名

代表者名

年 月 日付で交付決定のあった合同宿泊学習の変更（中止）について、船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更の内容

第4号様式

船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

団体名

代表者名

年 月 日付で交付決定のあった補助金について、船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、合同宿泊学習の実績を下記のとおり報告します。

記

- |   |       |              |
|---|-------|--------------|
| 1 | 交付決定額 | 円            |
| 2 | 既交付額  | 円            |
| 3 | 添付書類  | 収支決算書・領収書の写し |



第 5 号様式

船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付で実績報告のあった補助金について、補助金の額を確定したので、  
船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により  
下記のとおり通知します。

記

交付確定額 円

|       |   |
|-------|---|
| 交付決定額 | 円 |
|-------|---|

第6号様式

船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金概算払交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

団体名

代表者名

年 月 日付で交付決定のあった補助金について、概算払により交付を受けたいので、船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金交付要綱第11条の規定より下記のとおり請求します。

記

概算払請求額 円

|       |   |
|-------|---|
| 交付決定額 | 円 |
|-------|---|

第 7 号様式

船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金概算払精算書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地

団 体 名

代表者名

概算払を受けた補助金について、船橋市立小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により下記のとおり精算します。

記

返 還 額 円

|             |   |
|-------------|---|
| 概 算 払 受 領 額 | 円 |
| 補 助 金 確 定 額 | 円 |
| 差 引 過 不 足 額 | 円 |

第8号様式

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

団体名

代表者名

補助金に係る消費税等の仕入控除税額について、船橋市立小・中学校特別支援学級合同  
宿泊学習推進事業補助金交付要綱第15条の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 確定申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額（消費税及び地方消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること。）

円

※0円の場合はその理由について☒

|                                                              |
|--------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 免税事業者である                            |
| <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である                          |
| <input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える    |
| <input type="checkbox"/> その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など） |

3 添付資料

- ・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式又は消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

- ・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別添 添付書類チェック表

※ 本用紙と合わせて該当する書類を提出してください。

| 申告方式                                                      | 添付書類                                                          | 提出書類に☑                   |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 消費税の確定申告の義務がない場合                                          | ○免税事業者であることを証する書類【任意様式】                                       | <input type="checkbox"/> |
| 簡易課税方式により申告している場合                                         | ○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）                                           | <input type="checkbox"/> |
| 公益法人（一般社団法人、一般財団法人、宗教法人）等で特定収入割合が5%を超えている場合               | ○消費税確定申告書（写）<br>○消費税確定申告書付表2（計算表）（写）<br>○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】 | <input type="checkbox"/> |
| 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等                             | ○消費税確定申告書（写）<br>○消費税確定申告書付表2（計算表）（写）                          | <input type="checkbox"/> |
| 課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合 |                                                               | <input type="checkbox"/> |
| 課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合  |                                                               | <input type="checkbox"/> |